

豊橋市斎場整備・運営事業 実施方針

豊橋市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定により、豊橋市斎場整備・運営事業に関する実施方針について公表する。

平成29年11月17日

豊橋市長 佐 原 光 一

豊橋市斎場整備・運営事業

実施方針

平成 29 年 11 月

豊 橋 市

目 次

| | |
|---|----|
| 第1 特定事業の選定に関する事項..... | 1 |
| 1 事業内容に関する事項..... | 1 |
| 2 特定事業の選定及び公表..... | 4 |
| 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項..... | 5 |
| 1 民間事業者の募集及び選定の方法..... | 5 |
| 2 民間事業者の募集及び選定の手順..... | 5 |
| 3 民間事業者との直接対話..... | 6 |
| 4 応募者の資格等 | 7 |
| 5 審査及び事業者決定の手続き..... | 11 |
| 6 応募に係る提出書類の取扱..... | 11 |
| 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.. | 12 |
| 1 基本的な考え方 | 12 |
| 2 事業の実施状況のモニタリング..... | 12 |
| 3 事業期間終了後の措置..... | 12 |
| 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項..... | 13 |
| 1 立地条件等 | 13 |
| 2 施設構成の概要 | 13 |
| 3 解体の対象となる既存施設..... | 13 |
| 第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項..... | 14 |
| 1 係争事由に係る基本的な考え方..... | 14 |
| 2 管轄裁判所の指定..... | 14 |
| 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項..... | 15 |
| 1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合..... | 15 |
| 2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合..... | 15 |
| 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 | 16 |
| 4 金融機関との協議..... | 16 |
| 5 その他 | 16 |
| 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項..... | 17 |
| 1 法制上及び税制上の措置..... | 17 |
| 2 財政上及び金融上の支援..... | 17 |
| 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項..... | 18 |
| 1 議会の議決 | 18 |
| 2 参加に伴う費用負担..... | 18 |
| 3 その他 | 18 |

添付書類

別紙-1 リスク分担表

様式-1 実施方針等に関する説明会参加申込書

様式-2 実施方針等に関する質問・意見書

様式-3 直接対話申込書

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

豊橋市斎場整備・運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 対象となる公共施設

豊橋市斎場（以下「本施設」という。）

(3) 公共施設等の管理者の名称

豊橋市長 佐原 光一

なお、本施設は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する「公の施設」として位置付け、本事業を実施する者として選定された事業者（以下「選定事業者」という。）を同法第244条の2第3項に規定する「指定管理者」として指定する予定です。

(4) 事業の目的

本施設は、昭和7年11月に市立豊橋火葬場として現在地に開設され、昭和51年7月に全面改築されました。その後、平成14年度から15年度にかけて斎場棟及び白ヶ池会館（待合棟）の大規模改修を実施し、市民の火葬需要に応じてきました。

しかしながら、全面改築から41年を迎え、施設の老朽化が進むとともに、機能やスペースの面において市民の要望に応えきれない部分も出てきています。また、今後、高齢化の進行により火葬件数の増加が見込まれ、現在の斎場では近い将来、火葬業務に支障をきたすことが想定されることから、市では平成28年度に豊橋市斎場再整備計画を策定しました。

市は、今後将来にわたる市民の火葬需要に応じていくことを目指しており、本事業の実施にあたっては、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用し、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図るとともに、事業者に対しては本事業を実施することによる地元経済への貢献について期待しています。

(5) 基本方針

現在の課題に対応し、施設の適切な維持管理や効率的運営、環境、災害時への対応に配慮した施設とするため、以下の方針に基づき施設を整備します。

1. 今後の火葬需要に対応できる施設規模とします。

高齢化の進行に伴い、増加する火葬需要に対応できる施設規模、機能を検討します。

2. 会葬者にとって利用しやすく、プライバシーに配慮した施設とします。

会葬者にとってわかりやすくプライバシーに配慮した動線計画とし、すべての人が

快適に利用できるようユニバーサルデザインを採用します。また、地域の火葬習慣や利用者ニーズを考慮した機能、スペースを備えた施設とします。

3. 環境に配慮した施設とします。

周辺環境への影響を最小限に抑えるため、ダイオキシン類を始めとしたばい煙の除去が十分に行える火葬設備を導入します。

また、環境に配慮した設備・機器の導入や再生可能なエネルギーの利用により環境にやさしい施設を整備します。

4. 災害に強い構造を検討し整備します。

災害に強い構造を検討するとともに、自家発電設備を設置し、災害時でも一定期間は火葬ができるように整備します。

5. 施設の適切な維持管理、効率的な運営を可能とする施設とします。

施設ができるだけ長く利用できるよう、建物については予防保全を前提として適切に維持管理するとともに、火葬設備についても適切かつ効率的な運転、メンテナンスが行える設備を導入します。

また、業務スペースの拡充や設備の充実を図り、職員が作業をしやすい環境を整備します。

(6) 事業範囲

選定事業者が実施する業務は、次のアからエに掲げるものとします。

ア 施設整備業務

- ・ 事前調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 建設業務
- ・ 備品等整備業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 環境保全対策業務
- ・ 所有権移転業務
- ・ 各種申請等業務
- ・ 稼働準備業務
- ・ その他施設整備上必要な業務

イ 維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 植栽・外構等維持管理業務
- ・ 警備業務

- ・ 環境衛生管理業務
 - ・ 火葬炉保守管理業務
 - ・ 備品等管理業務
 - ・ 残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務
 - ・ その他維持管理上必要な業務
- ウ 運營業務
- ・ 予約受付業務
 - ・ 利用者受付業務
 - ・ 告別業務
 - ・ 炉前業務
 - ・ 収骨業務
 - ・ 火葬炉運轉業務
 - ・ 動物・産汚物等の火葬業務
 - ・ 待合室関連業務
 - ・ 物品販売業務
 - ・ 公金収納代行業務
 - ・ その他運営上必要な業務
- エ 既存施設の解体・撤去等業務
- ・ 既存施設の解体業務
 - ・ 廃棄物の処分業務
 - ・ 跡地整備業務

(7) 事業方式

本事業は、選定事業者が本施設の設計、建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて本施設の維持管理・運営を行うBTO（Build-Transfer-Operate）方式とします。

(8) 事業期間

本施設の事業期間は下表を予定しています。維持管理・運営期間は、平成33年4月からの20年間を予定しています。なお、施設の整備は工期を2期に分けずに1期で実施するものとします。

| 時 期 | スケジュール |
|---------------|-------------------|
| 平成 30 年 12 月 | 事業契約締結 |
| 平成 30 年 12 月～ | 設計・建設期間（試運転期間含む。） |
| 平成 33 年 3 月 | 施設の引渡 |
| 平成 33 年 4 月～ | 維持管理・運営期間 |
| 平成 53 年 3 月 | 事業期間終了 |

(9) 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、次のとおりとします。

ア 施設整備業務に係る対価

本施設の施設整備業務に係る対価については、事業契約書に定める額を支払います。

イ 維持管理・運営等業務に係る対価

本施設の維持管理・運営等業務に係る対価については、事業期間中、事業契約書に定める額を支払います。

なお、使用料は市の収入とします。

ウ 物品販売による収入

物品販売による収入は選定事業者の収入とします。

2 特定事業の選定及び公表

(1) 選定基準

本事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することにより、事業期間にわたり、従来 of 公共事業にて実施した場合に比べ、市の財政支出額が同等以下で、かつ、サービス水準の向上が期待できる場合には、本事業を特定事業として選定します。

(2) 選定方法

ア 市の財政支出見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政支出額の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行います。

イ 市が提供を受けるサービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととしますが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行います。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その判断の結果を評価の内容と併せて、速やかに公表します。

なお、特定事業に選定しないことにした場合にも、その旨を公表します。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定の方法

本事業を特定事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する民間事業者の募集をし、透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業を選定します。

本事業の民間事業者の選定は、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）で行うものとします。

2 民間事業者の募集及び選定の手順

(1) 民間事業者の募集・選定スケジュール（予定）

民間事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりです。

| 日 程 | | スケジュール |
|-------|------------------------|---------------------|
| 平成29年 | 11月17日（金） | 実施方針等の公表 |
| | 11月17日（金） ～12月1日（金） | 実施方針等に関する意見受付 |
| | 11月28日（火） | 実施方針等に関する説明会の開催 |
| | 12月12日（火） | 直接対話（第1回）の実施 |
| | 12月下旬 | 実施方針等に関する質問への回答 |
| 平成30年 | 1月 | 特定事業の選定・公表 |
| | 4月 | 入札公告（入札説明書等の公表） |
| | 5月 | 入札説明書等に関する質問の受付・回答① |
| | 6月 | 参加表明書の受付 |
| | 6月 | 直接対話（第2回）の実施 |
| | 6月 | 入札説明書等に関する質問の受付・回答② |
| | 8月 | 提案書の受付 |
| | 10月 | 落札者の決定 |
| | 10月 | 基本協定の締結 |
| | 11月 | 仮契約の締結 |
| | 12月 | 事業契約の議決 |

(2) 手続き等の内容

ア 実施方針等の公表

イ 実施方針等に関する説明会の開催

この実施方針等の内容について、次により説明会及び現地見学会を開催します。

・ 日時

説明会：平成29年11月28日（火）午前10時30分～

現地見学会：平成29年11月28日（火）午後1時30分～

- ・ 場所

豊橋市役所 東館12階 東128会議室 （豊橋市今橋町1番地）

- ・ 参加者

本事業に参加を希望する民間企業とし、1社につき2名までとします。

出席を希望の方は、実施方針等に関する説明会参加申込書（様式-1）を第8の3の連絡先へ電子メール（添付ファイル）又はFAXにて、平成29年11月24日（金）午後5時までに返送してください。

なお、市が実施方針等に関する説明会参加申込書を受信したときは、電子メール又はFAXにより、市の受信確認通知を各申込者に対して返信します。市からの受信確認通知が無い場合は、必ず第8の3の連絡先へ電話により確認を行ってください。

ウ 質問・意見等の受付

- ・ この実施方針等に関して質問・意見等がある場合には、実施方針等に関する質問・意見書（様式-2）に記入し、提出期間内（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）に直接第8の3の連絡先へ電子メール（添付ファイル）により送るものとします。電話での受付は行いません。なお、市が質問・意見書を受信したときは、電子メールにより、市の受信確認通知を質問・意見等の各提出者に対して返信します。市からの受信確認通知が無い場合は、必ず第8の3の連絡先へ電話により確認を行ってください。

- ・ 質問・意見書の提出に際しては、様式-2 を使用し、使用するソフトはMSExcel2007 とし、電子データで提出してください。

- ・ 提出期間

平成29年11月17日（金）～平成29年12月1日（金）午後5時までとします。

- ・ 意見書、質問書に対するヒアリング

提出された質問・意見書のうち、市において確認が必要と判断したものについては、質問又は意見を提出した者に対して直接ヒアリングを行う場合があります。

エ 意見書、質問書に対する回答等

提出された質問書に対する回答書は、市ホームページで公表します。

3 民間事業者との直接対話

本事業の趣旨の理解促進を図るため、入札説明書等の公表に先立ち、民間事業者との直接対話を実施します。

ア 開催日時

平成29年12月12日（火）午前10時～正午 午後1時～午後4時

イ 参加申込

直接対話申込書（様式-3）に記入し、次の申込期限までに第8の3の連絡先に電子メールにより提出してください。また、件名は「豊橋市斎場整備・運営事業・直接対話申込 ○○」（○○は提出企業名）としてください。

ウ 申込期限

平成29年12月1日（金） 午後5時

エ 参加人数

1社5名以内としてください。

オ 対話内容

原則非公表としますが、市の判断により、入札説明書等に反映することがあります。なお、対話内容は優秀提案を選定する際の審査内容に影響するものではなく、また応募者の提案内容及び提案金額を拘束するものではありません。

4 応募者の資格等

（1）応募者の構成等

ア 本事業の応募者は、本施設の設計業務を行う企業（以下「設計企業」という。）、本施設の建設業務を行う企業（以下「建設企業」という。）、本施設の工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）、本施設の火葬炉設備を製造及び保守管理する企業（以下「火葬炉企業」という。）、火葬炉の運転業務並びに火葬業務を行う企業（以下「火葬炉運転企業」という。）、本施設を維持管理する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本施設を運営する企業（以下「運営企業」という。）を含むものとします。

イ 設計企業、建設企業、工事監理企業、火葬炉企業、火葬炉運転企業、維持管理企業及び運営企業のうち、複数を一企業が兼ねることを認めます。ただし、建設企業又は火葬炉企業は、工事監理企業を兼ねること、又は資本面若しくは人事面において関連のある企業同士が建設企業又は火葬炉企業と工事監理企業になることはできないものとします。

なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の100分の50を超える、又は有限会社の総社員の議決権の100分の50を超える議決権を有する場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役又は有限会社の取締役が他方の株式会社の代表取締役又は有限会社の取締役を兼職している場合をいいます（以下、資本面若しくは人事面において関連がある者については、同定義とする。）。

ウ 応募者は、参加資格確認申請書の提出時に構成企業名及び協力企業名並びに当該企業の担当する業務を明らかにしてください。なお、構成企業とは、(6)に示す特別目的会社に対して出資する者であり、特別目的会社が直接業務を委託し、又は請負わせることを予定する者をいい、協力企業とは、特別目的会社に対して出資は行わない者であり、特別目的会社が直接業務を委託し、又は請負わせ

ることを予定する者をいいます。

- エ 応募者は構成企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めてください。
- オ 応募者の構成企業及び協力企業並びにその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募者の構成企業及び協力企業となることはできません。ただし、火葬炉企業及び火葬炉運転企業が他の応募者の火葬炉企業及び火葬炉運転企業となることは、この限りではありません。

（２）構成企業及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成企業及び協力企業になることはできません。

- ア P F I 法第 9 条の規定に該当する者
 - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 条）第 132 条又は第 133 条の規定による破産申立てがなされている者
 - エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - オ 民事再生法（平成 11 年法律 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成 12 年 3 月 31 日以前に、同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てがなされている者
 - カ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - キ 参加資格確認申請書を提出する時までに直近 2 か年の国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者
 - ク 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、またこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本事業のアドバイザー業務及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者は以下のとおりです。また、「資本面若しくは人事面において関連がある」の定義については、(1)の記載事項を参照してください（ケにおいて同じ。）。
- (ア) 玉野総合コンサルタント株式会社
 - (イ) 西脇法律事務所

- ケ 本事業にかかる審査委員会の審査委員及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がある者
- コ 参加資格確認申請書の提出から落札者として決定されるまでの間において、市の指名停止措置を受けた者
- サ 「市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けた者

（3）応募者の参加資格要件

応募者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していなければなりません。

また、各業務にあたる企業は、以下の要件を満たす必要があり、複数の業務を同一の企業が兼ねる場合においても、当該要件を満たす必要があります。

ア 設計企業

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることとします。
- (イ) 平成 30・31 年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有することとします。
- (ウ) 設計企業が単独の場合又は複数の場合にかかわらず、(ア)及び(イ)の要件はすべての者が満たすこととします。

イ 建設企業

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建築一式工事につき、特定建設業の許可を有していることとします。
- (イ) 平成 30・31 年度に市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有することとします。
- (ウ) (ア)で有する特定建設業の許可に対応した直近の経営事項審査結果の総合評定値について、建築一式が 800 点以上であることとします。
- (エ) 建設企業が単独の場合は、必ず(ア)から(ウ)の要件をすべて満たすこととします。
- (オ) 建設企業が複数の場合は、(ア)及び(イ)の要件はすべての者が満たすこととし、(ウ)の要件は少なくとも 1 社が満たせば良いものとします。

ウ 工事監理企業

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることとします。
- (イ) 平成 30・31 年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有することとします。

エ 火葬炉企業

- (ア) 10 基以上の火葬炉の自治体への納入実績を有することとします。
- (イ) 平成 30・31 年度に市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加す

る者に必要な資格を有することとします。

オ 火葬炉運転企業

(ア) 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、これを備えていることとします。

(イ) 平成 30・31 年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有することとします。

カ 維持管理企業・運営企業

(ア) 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、これを備えていることとします。

(イ) 平成 30・31 年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していることとします。

(4) 参加資格の確認及び失格要件

市は、応募者から提出された参加資格確認申請書について速やかに確認を行った後に、各応募者の代表企業に対して参加資格要件を満たしているか否かを通知します（通知の発送日を「参加資格確認通知日」とします。）。

なお、資格確認通知を受けた応募者の構成企業又は協力企業のいずれかが、以下に該当した場合は失格とします。

ア 参加資格確認通知日以降、落札者決定までの期間に上記第 2 の 4(2)及び(3)において定める資格要件を欠くような事態が生じた場合

イ 5 に示す審査委員会の委員に対して自己に有利になるような接触等の働きかけを行った場合

(5) 構成企業又は協力企業の変更

参加表明書により参加の意思を表明した後は、応募者の構成企業又は協力企業の追加及び変更は原則として認めません。ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、(6)イに示す代表企業を除き、認めることがあります。

(6) 特別目的会社の設立

ア 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を会社法に定める株式会社として市内に設立することを要件とします。

イ 応募者の構成企業はSPCに出資することとします。構成企業のうち代表企業の出資率は、出資者中最大となるようにしてください。また、構成企業の出資比率の合計は、全体の 50%を超えるものとします。

ウ 原則として、すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとします。また、譲渡、担保権の設定その他の処分を行う場合、市の承諾が必要です。また、この場合においても、構成企業の出資比率の合計は、全体の 50%を超えるものとし、代表企業の出資率は、出資者中最大とします。

5 審査及び事業者決定の手続き

提案書の審査は、あらかじめ定める落札者決定基準に基づき、学識経験者及び市職員で構成する「豊橋市斎場整備・運営事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が、優秀提案を選定します。

市は審査委員会の審査結果を基に、落札者を決定します。

ア 審査は、入札価格のほか、設計、建設、維持管理、運営等の提案内容、事業計画の妥当性・確実性等の面から総合的に評価します。

イ 審査結果は、市のホームページ等で公表します。

ウ 審査委員及び落札者決定基準については、入札公告時に公表します。

6 応募に係る提出書類の取扱

ア 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は入札参加者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとします。ただし、選定された事業者の提案書類は、特に市が必要と認める時には、提案書類の全部または一部を無償で使用できるものとします。

なお、入札参加者からの提出書類については返却しないものとします。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等に日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った入札参加者が負うものとします。これによって市が損失または損害を被った場合には、当該入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければなりません。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における責任分担は、「リスクを最も良く管理できる者が当該リスクを負担する」との考え方にに基づき、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについても、原則として選定事業者が負うものとします。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとします。

市と選定事業者の責任分担は、原則として「別紙-1 リスク分担表」によることとし、実施方針に関する質問回答及び意見の結果を踏まえ、必要な事項については入札説明書等にて提示します。

2 事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

市は、選定事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営等業務について、定期的にモニタリングを行います。なお、具体的なモニタリングの方法、内容等については入札説明書等にて提示します。

(2) モニタリング結果の対応

選定事業者が提供する施設の整備及び維持管理・運営等業務に係るサービスが十分に達せられない場合、市は選定事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができるものとします。

3 事業期間終了後の措置

選定事業者は、事業期間終了時に本施設を、引継時における施設の要求水準を満足する状態で、市に引き継ぐものとします。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件等

| | |
|-----------|---|
| 立地場所 | 豊橋市飯村町字北池上 52 番地 36 豊橋市飯村町字北池上 52 番地 228 |
| 対象敷地 | 8,535.96 m ² |
| 都市計画法区域区分 | 市街化調整区域 |

2 施設構成の概要

| | | |
|------|-----------------------------------|--------------------------------|
| 延床面積 | 4,300～4,800 m ² で事業者提案 | |
| 火葬炉数 | 火葬炉 | 12 基（うち大型炉 2 基） |
| | 動物炉 | 1 基 |
| 告別室 | 4～6 室程度で事業者提案 | |
| 収骨室 | 4～6 室程度で事業者提案 | |
| 待合室 | 12 室 | |
| その他 | キッズルーム、授乳室、更衣室、霊安室、事務室等 | |
| 駐車場 | 普通車用 68 台以上 マイクロバス用 10 台以上 | 車いす使用者用 3 台以上 動物炉利用者用 2 台以上 |

3 解体の対象となる既存施設

| | |
|------|--|
| 施設名称 | 豊橋市斎場 |
| 所在地 | 豊橋市飯村町字北池上 52 番地 36 豊橋市飯村町字北池上 52 番地 228 |
| 敷地面積 | 8,535.96 m ² |
| 建築年月 | 1976 年（昭和 51 年）7 月 |
| 施設面積 | 1,971.89 m ² ・ 斎場棟： 704.11 m ² ・ 白ヶ池会館（待合棟）： 1,193.93 m ² ・ その他： 73.85 m ² |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 （一部 補強コンクリートブロック造、鉄骨造） |
| 施設内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 斎場棟 火葬炉 10 基（うち大型炉 2 基）、動物炉 1 基、炉前ホール、告別室 2 室、収骨室 2 室、安置室 ・ 白ヶ池会館（待合棟） 待合室 10 室（和室・洋室）、ロビー・ラウンジ、売店、事務室 ・ その他 渡り廊下、ボンベ室（ガス整圧室）、機械室、物置 ・ 駐車場 普通車 78 台、マイクロバス 6 台、車いす使用者専用 1 台 |

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従います。

2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所豊橋支部を第一審の専属管轄裁判所とします。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、その発生の事由ごとに、次の措置をとることとします。

1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) モニタリング結果に基づく是正措置等

市は、選定事業者が事業契約で定める条件に違反した場合、又は選定事業者により提供されるサービスが要求水準を満たさないと判断した場合には、選定事業者に対して業務の改善勧告及びサービス対価の減額等を行うことができます。

(2) モニタリング結果に基づく契約解除

市は、業務の改善勧告を行ったにもかかわらず、選定事業者が一定の期間内に改善措置を講じなかった場合、又は改善することができなかった場合には、市は事業契約を解除することができます。

また、市は、選定事業者が改善措置を講じてもなお、サービスの提供に重大な障害の発生が懸念される場合、又は業務遂行能力の回復が困難であると判断した場合には、事業契約を解除することができます。ただし、市は、事業契約を解除する前に、選定事業者に対して一定の猶予期間を与える場合があります。

(3) 選定事業者の倒産等による事業契約の解除

市は、選定事業者の倒産、財務状況の著しい悪化、その他選定事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、事業契約を解除することができます。

(4) 損害賠償

(2)及び(3)により市が事業契約を解除した場合、選定事業者は市に生じた損害を賠償する必要があります。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業契約の解除

市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難と合理的に判断される場合、選定事業者は事業契約を解除することができます。

(2) 損害賠償

前項により選定事業者が事業契約を解除した場合、市は選定事業者が生じた損害を賠償します。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市及び選定事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び選定事業者双方は、事業継続の可否について協議するものとします。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手に事前に書面によりその旨通知することにより、市及び選定事業者は契約を解除することができるものとします。

4 金融機関との協議

市は、本事業の安定性、継続性の確保のために必要がある場合には、選定事業者に資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定を結ぶことを予定しています。

5 その他

その他本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定めます。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとします。

2 財政上及び金融上の支援

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めます。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、全事業期間にわたる本事業の財源を確保するため、債務負担行為の設定等に関する議案を議会に提出し、必要な措置を講じる予定です。

また、市は、事業契約の締結にあたり、あらかじめ議会の議決を経る予定です。

2 参加に伴う費用負担

本事業の参加に係る費用については、すべて入札参加者の負担とします。

3 その他

(1) 情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページにて適宜公表します。

(2) 連絡先

〒440-8501愛知県豊橋市今橋町1番地

豊橋市福祉部福祉政策課

TEL : 0532-51-2379 FAX : 0532-56-2813

E-Mail : fukushiseisaku@city.toyohashi.lg.jp

(別紙-1)

リスク分担表

| 段階 | リスク分類 | リスクの内容 | 負担者 | | 備考 |
|----------|-----------------------------|--|-----|-----|----|
| | | | 市 | 事業者 | |
| 共通 | 入札説明書等提示資料リスク | 入札説明書等提示資料の誤りに関するもの、変更に関するもの等 | ○ | | |
| | 応募リスク | 応募費用の負担 | | ○ | |
| | 契約締結(未締結・遅延) リスク | 市の事由により契約が結べない、また遅延によるもの | ○ | | |
| | | 事業者の事由により契約が結べない、または遅延によるもの | | ○ | |
| | | 市、事業者いずれの責でもない事由により、契約が結べない(議会の議決が得られない場合を含む。)、または契約手続きが遅延した場合 | △ | △ | |
| | 資金調達リスク | 事業者の必要な資金の確保に関するもの | | ○ | |
| | 支払遅延・支払不能リスク | 市の支払いの遅延又は不能 | ○ | | |
| | | 事業者の市への支払いの遅延又は不能 | | ○ | |
| | 行政リスク | 市の事業方針の変更によるもの | ○ | | |
| | 法制度リスク | 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法制度の新設、変更に関するもの | ○ | | |
| | | 上記以外の法令変更又は新設に関するもの | | ○ | |
| | 許認可取得・維持リスク | 市が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの | ○ | | |
| | | 事業者が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの | | ○ | |
| | 税制度リスク | 法人税等収益関係税の変更に関するもの | | ○ | |
| | | 上記以外の変更(消費税及び地方消費税の成立変更含む。) | ○ | | |
| | 住民対応リスク | 事業内容等事業そのものに対する住民の反対運動等が生じた場合 | ○ | | |
| | | 事業者による調査・設計・建設・維持管理・運営等に関する住民の反対運動、訴訟等が生じた場合 | | ○ | |
| | 第三者賠償リスク | 市の提示条件又は指示を直接の原因として第三者に及ぼした損害 | ○ | | |
| | | 上記以外の事由を原因として第三者に及ぼした損害 | | ○ | |
| | 環境問題リスク | 事業者が行う調査、設計、建設、維持管理・運営等における騒音、悪臭、振動等、環境保全に関するもの | | ○ | |
| 債務不履行リスク | 事業者の事業放棄、破綻によるもの | | ○ | | |
| | 改善勧告に関わらずサービスレベル回復の見込みがない場合 | | ○ | | |
| | 市の都合により本事業が継続されない場合 | ○ | | | |

○：主分担 △：従分担

| 段階 | リスク分類 | リスクの内容 | 負担者 | | 備考 |
|----------------|---|---|-----|-----|----|
| | | | 市 | 事業者 | |
| 共通 | 不可抗力リスク | 戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然又は人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲を超えるもの | ○ | △ | *1 |
| | 金利変動リスク | 提案時から金利基準日（しゅん工日）までの金利変動 | ○ | | |
| | | 金利基準日（しゅん工日）以降に発生する利息に係る金利変動 | ○ | ○ | *2 |
| | 物価変動リスク | 施設使用前（設計・建設に係る費用）の物価変動 | | ○ | |
| | | 施設使用后（維持管理運営に係る費用）の物価変動 | ○ | △ | *1 |
| | 情報漏洩リスク | 市の帰責事由によるもの | ○ | | |
| | | 事業者の帰責事由によるもの | | ○ | |
| 業務実施企業等に関するリスク | 業務を委託し、又は請け負わせる企業（業務実施企業）その他の第三者（その使用人を含む。）の使用に係る責任 | | ○ | | |
| 市の関連業務に関するリスク | 市が本事業に関連して別途発注する業務において市が使用する第三者（その使用人を含む。）に係る責任 | ○ | | | |
| 要求水準リスク | 建設された施設・設備や維持管理・運営等業務水準が要求水準を下回った場合 | | ○ | | |
| 設計段階 | 設計変更リスク | 市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合 | ○ | | |
| | | 事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合 | | ○ | |
| | 測量・調査リスク | 市が実施した測量・調査に関するもの | ○ | | |
| | | 事業者が実施した測量・調査に関するもの | | ○ | |
| 遅延リスク | 市の事由により詳細設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合 | ○ | | | |
| | 事業者の事由により詳細設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合 | | ○ | | |
| 建設段階 | 用地リスク | 建設に関する用地の確保 | ○ | | |
| | | 建設に関する資材置き場の確保 | | ○ | |
| | 地中埋設物リスク | 市があらかじめ提示した事業用地の情報・資料から合理的に想定できない地質障害や地中障害物等 | ○ | | |
| | | 上記以外の事由によるもの | | ○ | |
| | 建設費増大リスク | 市の要請による費用超過、建設遅延によるもの | ○ | | |
| | | 上記以外のもの | | ○ | |
| 工事遅延・未完リスク | 市の要請による工事の遅延または完工しない場合 | ○ | | | |
| | 上記以外のもの | | ○ | | |

○：主分担 △：従分担

| 段階 | リスク分類 | リスクの内容 | 負担者 | | 備考 |
|-----------------|-----------------------------------|---------------------------------------|-----|-----|----|
| | | | 市 | 事業者 | |
| 建設段階 | 設備機器・備品等納品遅延リスク | 事業者が納品する設備、備品等の納品遅延に関するもの | | ○ | |
| | 工事監理リスク | 工事監理に関するもの | | ○ | |
| | 一般的損害リスク | 使用前の設備・原材料の盗難、関連工事に関して生じた施設の損傷等に関するもの | | ○ | |
| | 譲渡手続きリスク | 施設譲渡の手続きに伴う諸費用に関するもの | | ○ | |
| 維持管理・運営段階 | 供用開始の遅延 | 開業準備の遅延、運営体制の問題等による施設等の供用開始時期の遅れ | | ○ | |
| | 計画変更リスク | 市が提示した維持管理・運営等業務に関する計画や前提条件の変更によるもの | ○ | | |
| | | 上記以外のもの | | ○ | |
| | 施設・設備瑕疵リスク | 瑕疵担保期間中に施設の瑕疵が発見された場合 | | ○ | |
| | | 瑕疵担保期間外に施設の瑕疵が発見された場合 | ○ | | |
| | 施設・設備損傷リスク | 市の帰責事由によるもの | ○ | | |
| | | 事業者の帰責事由によるもの | | ○ | |
| | | 第三者によるもの | ○ | △ | |
| | 情報流出リスク | 市の帰責事由によるもの | ○ | | |
| | | 事業者の帰責事由によるもの | | ○ | |
| | 一般的損害リスク | 各種消耗品の盗難等に関するもの | | ○ | |
| | 事故発生リスク | 市の帰責事由による場合 | ○ | | |
| | | 上記以外のもの | | ○ | |
| | 残骨灰・集じん灰の管理リスク | 残骨灰・集じん灰の管理 | | ○ | |
| | | 残骨灰・集じん灰の最終処理 | | ○ | |
| | 火葬需要変動リスク | 火葬件数の変動に伴うサービス対価の変動 | ○ | | |
| 売店等の独立採算事業の収益変動 | | | ○ | | |
| 維持管理・運営費変動リスク | 市の要請による維持管理費、運営費の増大 | ○ | | | |
| | 上記以外のもの | | ○ | | |
| 業務内容の変更リスク | 市の要請による維持管理・運営業務の内容変更によるサービス対価の増大 | ○ | | | |
| | 上記以外のもの | | ○ | | |
| 移管段階 | 性能確保リスク | 事業期間終了時の施設の性能確保 | | ○ | |
| | 移管手続きリスク | 事業期間の終了に伴う業務移管に係る諸費用等 | | ○ | |

○：主分担 △：従分担

*1:一定の金額・割合等までは事業者が負担

*2:金利基準日から10年後に基準金利の見直しを検討

(様式-1)

平成 年 月 日

実施方針等に関する説明会参加申込書

下記により豊橋市斎場整備・運営事業の実施方針に関する説明会への参加を申し込みます。

| | |
|------------|----------|
| 会社名 | |
| 代表者 連絡先 | TEL : |
| | E-Mail : |
| 参加者 (2名まで) | |
| 代表者 | 所属 : |
| | 氏名 : |
| | 所属 : |
| | 氏名 : |

※注1：参加者は1社2名以内とする。

(様式-2)

平成 年 月 日

実施方針等に関する質問・意見書

豊橋市斎場整備・運営事業の実施方針等に関して、質問・意見がありますので本紙を提出します。

| | |
|------|--|
| 提出者 | 会社名 : |
| | 所在地 : |
| | 担当者名 : |
| | 所属 : |
| | TEL : |
| | FAX : |
| | E-Mail : |
| 種 別 | (該当するものを囲む) 質問 意見 |
| 該当箇所 | (該当するものを囲む) 実施方針 要求水準書 |
| | ページ : |
| | 項目 : |
| 内 容 | |

※注1：質問及び意見は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にとりまとめて記載すること。

※注2：質問・意見が複数ある場合は、シートをコピーして使用すること。

(様式-3)

平成 年 月 日

直接対話申込書

下記により豊橋市斎場整備・運営事業の実施方針等に関する直接対話への参加を申し込みます。

| | |
|------------|----------|
| 会社名 | |
| 代表者 連絡先 | TEL : |
| | E-Mail : |
| 参加者 (5名まで) | |
| 代表者 | 所属 : |
| | 氏名 : |
| | 所属 : |
| | 氏名 : |
| | 所属 : |
| | 氏名 : |
| | 所属 : |
| | 氏名 : |
| | 所属 : |
| | 氏名 : |

※注 1：直接対話への参加を希望する会社ごとに提出すること。なお、本申込書を提出する場合には、別途、対話において質問・意見を行いたい内容（様式自由）を必ず提出すること（5問まで。）。